

写真家の仕事とこれからの契約

著作権委員会 和田靖夫

日本写真家協会は1950年、職業写真家の団体として設立した当初から著作権の確立擁護を掲げています。

写真の著作権は、1899年（明治32年）の旧著作権法制定時は発行後10年とされ、文芸・学術・美術などの死後30年に対し、保護期間において長期にわたって大きな差別を受けてきました。その後、1962年、1965年と保護期間は2年、3年と暫定延長となり、1971年の著作権法全面改正（現行法）によって「公表後50年」とされました。しかし、他ジャンルの保護期間「死後起算50年」とは大きな格差の状況が続き、「死後50年」となったのは、1997年（平成9年）のことです。

この著作権改正運動の展開は、国会陳情など諸先輩のたゆまぬ努力の結果であります。

しかし、漸く確立した写真著作権も、時代の推移と共にデジタル・ネットワーク時代となった今日、著作者の権利を著作権だけでは守りきれない状況が現出してきました。インターネット上で展開される写真作品などは、情報として独り歩きし、著作権管理が非常に難しくなり、また、出版社や企業などとの契約についても、権利の制限や人格権放棄といった利用者に有利な内容の契約書が送られてくるが多くなりました。

そこで著作権委員会は、写真家の立場にたって、「利用」と「著作権の擁護」とが相反しないよう、想定できるあらゆる影響をシュミレーションし、問題の抽出、分析、研究審議を重ね、著作権だけでは守りきれない写真家の権利を契約によって補うために「写真の依頼撮影・寄稿覚書」（契約書）を作成しました（公益社団法人日本写真家協会書式）。著作権管理とともに、これからの契約に是非ご活用ください。（著作権担当常務理事・山口勝廣）

「写真家のための契約マニュアル」と 「写真の依頼撮影・寄稿覚書」公開

今の時代の写真の利用・流通などを様々な視点から分析し、契約における無駄なトラブルの回避を目的に「写真家のための契約マニュアル」と、契約書の雛形「写真の依頼撮影・寄稿覚書」を作成し、2013年7月3日、JPSのサイトで公開（無料）を始めました。

「写真家のための契約マニュアル」は、JPSサイト上の「写真著作権と肖像権」内左にあり、「写真の依頼撮影・寄

稿覚書」は「写真家のための契約マニュアル」内にあります。写真家だけでなく、依頼者にとっても契約の一助になることを願っております。

<http://www.jps.gr.jp/rights/contract.html>

●デジタル・ネットワーク時代に対応

覚書は、紙媒体に加え、電子媒体、Web、放送、配信など、単独あるいは複合的な利用に対応できる工夫をしました。これにより、複数の媒体でのそれぞれの利用に対して、利用先・目的、期間や回数、対価などの条件を記入することができます。

配信などの場合は利用の条件だけでなく、利益の配分や対価を記入できます。発行部数の概念のない利用に対する対価の算定では、アクセス数あるいはダウンロード数など、利用形態にあった利益の応分配当を決めて記入し、月間利用レポートなどの発行の約束は備考欄に記入することもできます。なお対価は1円未満にも対応。閉ざされたネットワーク、例えば会員限定サイトでの利用の場合、掲載状況を確認することができるようアカウントの発行を求めることもできます。氏名表示に関しては、どこでどう表示したいかを記入できるようにしました。Webなどでは写真の直近が望ましいでしょう。

●「写真の依頼撮影・寄稿覚書」

この覚書は実用性を重視しており、汎用性が高く、A4サイズ1枚で様々なケースに対応できる柔軟性と次のような特徴があります。

- 依頼撮影だけでなく、写真の貸し出しのにも対応
- デジタル・ネットワークだけでなく、展示などの利用にも対応
- 写真だけでなく、文字原稿などの寄稿にも対応
- 著作者に著作権があるという大前提を擁護
- 利用毎に条件を決め、許諾し、対価を記入できる
- 備考欄が広く、特約に対応できる柔軟性がある
- 難解な条文タイプではないため、実際の仕事で使いやすい
- 条文にはごく当たり前のことしか書かれていない
- この覚書を一度理解し、いつも同じ覚書を使うことで、時間を短縮して安心した契約ができる
- ダウンロード版は無料、複写式は事務局で購入できる
- 一定の条件のもと、書式をアレンジして使える

●「写真家のための契約マニュアル」

これからの契約に必要な知識、重要性、注意点、覚書の書き方などをまとめたものです。公正な契約を目指し、立場の互換性にも配慮しているため、写真家だけでなく、依頼者や他の分野の創作者にもわかりやすいものになっています。

——構成は次のとおりです。

- インデックス
- 著作権契約の基礎知識^(註1)
 - 著作権について
 - 契約について
 - 著作権に関する契約について
- 契約書の雛形(JPS書式)
 - 「写真の依頼撮影・寄稿覚書」
 - 書き方・見本
- FAQ

一部準備が遅れ未掲載のものもありますが、顧問弁護士北村行夫氏の監修を頂き、契約と著作権について明快に解説しています。

●写真家の仕事と著作権の存在

写真家は、その時代の最新の技術やプロセスを組み合わせ、各自が工夫しながら創作・表現をするだけでなく、時代を記録し、それを後世に伝える力を持っています。ところが、不当な契約によって著作権を譲渡してしまうと写真家には著作権がなくなるばかりではなく、類似した作品も創れなくなり、さらに保存のための複製もできなくなります。

著作権を保持することによって、時代に適した作品の提供ができ、さらに時を経て、その時代の記録が社会的な価値観を生み評価も高まることでしょう。それこそが写真家の使命であり、大切な仕事といえるのではないのでしょうか。

●契約を上手に使う注意点

契約を一言で言えば、「約束」です。契約自由の原則があり、口頭でも書面でも、当事者の同意があり公序良俗や法令に反しない内容であれば法的に有効であり、当事者間のルールとなります。そのため、法律を補う力があると同時に、他者の持つ権利を制限する強い力もあります。

戦略的かつテクニカルに書かれた条文では、対価の支払いが抜けていたり、著作権などの権利の制限や譲渡に関することを見落とすよう書かれていたりすることもあり、長い条文や難解な条文であれば一層の注意が必要です。疑問があればサインや同意の前に懸念を打ち消しておくことが大切です。

話題のTPP(環太平洋パートナーシップ)協定も、国家間の契約です。サインをすれば国がその内容に従うことになるため、締結国間のシステムの違いは法律の変更に

よって対応することになります。そのため、アメリカ主導で交渉が進められているTPPにサインをすると、アメリカのような社会システムに近づき、国益重視、力のあるものが優位になる契約社会は避けられないかもしれません。

つまりこれからは、契約を上手に使い、著作権だけでは難しくなったことを契約で補うことのできる「写真の依頼撮影・寄稿覚書」の活用です。これからの契約では、これらをぜひご活用ください。

●今後どうすればよいか

自分で撮った写真は自分で守り、安易な譲渡はせず、合意できることだけを約束し、利益の応分配当を決め、持続可能な創作・表現・伝達を続けられる契約をすることが重要です。

- 社会としては次のようなものが必要かもしれません。
- 文化の保護と、著作権法の目的を阻害しない社会倫理^(註2)
- 個人のクリエイターなどの契約の保護・支援する仕組み
- 契約のトラブルの相談・対応できるADR(Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争解決手続)
- 懲罰的損害賠償、法定損害賠償の制度

しかし結局のところ、人と人とが結ぶ約束ですから、それぞれの立場を尊重しお互い誠実に対応することが賢明でしょう。

(註1)「著作権契約の基礎知識」は、文化庁「誰でもできる著作権契約マニュアル」を文化庁著作権課の許諾のもと写真家向けにアレンジして使用

(註2)「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」著作権法第1条

覚書サンプル画像